

第１２回官業民営化等WG・第２６回市場化テストWG追加質問への回答

- １．ヨーロッパの先進諸国では、基本的に民営化・民間開放の流れが進んでおり、ご回答いただいた追加資料の中でも、国立美術館、博物館の運営主体として、フランスでは直轄から公共企業体に、ドイツでは財団法人（または有限会社）が、さらにオランダの場合には「国立美術館自立法」に基づく財団法人がその運営にあたっていることが示されている。こうしたヨーロッパ諸国で国立美術館・博物館等の運営に携わっている法人と我が国における独立行政法人との異同について、より詳細に調査の上、ご教示願いたい。

特に、独立採算といいながら、最終的に財政が国に保証されている我が国の独立行政法人に対して、これら法人の採算が完全に独立しているかどうか等について確認の上、貴省にとっての都合の良し悪しを斟酌せず、民営化の先進事例に倣い、どうすれば民営化が進むのかという観点から整理されたい。

国により政府機関の役割や法人制度が違いため一律に比較することはできないが、概ね以下のような状況である。いずれの国でも、国が財政支出を行う公的組織により運営されている。

（１）アメリカ

スミソニアン機構により運営される国立美術館・博物館は、独立した国の機関であるとともに、税制上は非営利の民間法人という位置付けを持つ。なお、スミソニアンの最高決議機関である評議委員会は副大統領、最高裁判所長官等から構成されることが法律により定められている。また、一般職員の７割～８割が連邦政府職員であり、歳入の約８０％が政府または州からの交付金である。

（２）フランス

国が直接運営するものと、「公共企業体」として独立しているものがある。「公共企業体」は、国から財政的に支援を受けつつ、国から独立して自立的に運営するために設立された法人であり、職員は国家公務員の身分を有し、歳入の７０％は政府からの交付金である。

（３）ドイツ

国から独立した法人格を有する組織であり、その設置形態は、特別な法律に基づき設置された財団法人、または連邦政府及び州政府を社員とする有限会社（ ）となっている。財団法人については、職員は連邦公務員の身分を有する者と有さない者がおり、有限会社は、職員は連邦公務員の身分を有していない。いずれの場合も歳入の８０％～９０％が連邦政府からの交付金である。

憲法上に規定される文化振興に関する地方の権限を反映するため、連邦政府と州が社員となることができる有限会社という形態をとっている。なお、税法上は公益法人と位置付けられており、我が国の有限会社とは性質が異なる。

（４）オランダ

「国立美術館自立法」に基づき国が出資した財団法人により運営されており、所管大臣は、理事の任命権を持つ。歳入のうち、８～９割が政府からの交付金であり、職員は公務員ではないが、公務員に準ずる保障を受けることができる。

（５）イギリス

国から独立し、理事会を持ちつつ独自の運営を行う「独立した非政府公的組織」であり、歳入の約６０～７０％は政府からの交付金である。また、職員は国家公務員に準じた身分を持つ。

2．英国の王立武具博物館の事例について、貴省の資料では、P F I でスタートしながら、あたかも国の関与が元に戻ったかのような表現になっているが、事実ではなく、破綻した後、リストラを行い、民間事業者が持っている権益と公共の在り方について再構成がされているはずである。事実関係を再度、正確に調査し、改めて貴省から説明をお伺いしたい。

別添参照 (Board of Trustees of the Armouries Account 2003-2004)

3．中国・韓国などのアジア諸国において、民間の美術館・博物館といったものが存在するのか、また、国立の美術館・博物館との間の役割分担はどうなっているのか（例えば、競合関係にあるのか、何らかの補完関係にあるのか等）について、歴史的な経緯も含めて調査の上、ご教示願いたい。

1．韓国（韓国博物館協会に登録されている美術館・博物館）

国立 30 館

公立 70 館

私立 230 館

大学付属博物館 103 館

2．中国 調査中

4．今回いただいた資料では、美術品の貸借に係る国による補償制度の問題についての各国の状況について説明がなされているが、1 次ヒアリングの際に保険について議論となった論点は、各国が自らの貴重な国家財産である収蔵作品等に対して保険をかけているかどうかという点についてのものだったはずである。
改めて、欧米の先進諸国が自ら所蔵している作品等について保険をかけているのかどうかについて調査の上、ご教示いただきたい。

フランス、オランダ、ドイツ、イギリス、ロシア、イタリア、オーストリア、ベルギー、ノルウェー、ポーランドでは、自ら所蔵している作品等について保険をかけていない。

5. 国立美術館、博物館、文化財研究所の研究員の学位の取得状況を見ると、博士号の取得者の割合が最も高い文化財研究所でも 31% (28/90) 国立美術館にいたっては、60 名のうちの 1 名しかいないなど、欧米ではとても信じられない低さである。

貴省では、修士・学士は研究者として 1 人前ではないと位置付けておられるはずであり、このような現状を踏まえて、なお各法人の研究体制が国内で他に比類するものがない専門家集団であり、かつ独立行政法人という組織形態でなければ、これを維持することができないと貴省が主張されるのであれば、改めてその根拠について貴省の見解をお伺いしたい。

また、資料に記されている各研究者の研究実績である論文に関して、レフェリー（匿名の審査者）が付けられている論文が、累計で何本あるのか、ご教示いただきたい。

我が国の国立美術館等の研究職は、大学における文献中心の美学・美術史学等の調査研究だけではなく、作品収集のための情報収集活動、所蔵品を使用しての常設展の構成、企画展の構成と運営、それに伴う作品の扱いはもちろん、保存修復についてもおおよその知識と判断を求められるなど、多種多様な業務をこなすことが求められている。また、我が国では最近に至るまで人文系の博士号は博士課程に進んだ者でも取得が困難であったことから、現在の研究活動の中核にいる研究者が博士号を持たないのは当然であり、この状況は民間も含め同じである。このため、我が国において美術館等の研究職の専門性を問うときには、美術館等の現場で必要となる固有の業務をどれだけ確実にこなせるかも重要なポイントであり、学位の有無だけで図ることはできない。また、各法人が有する調査研究の蓄積は、組織として有しているのであり、他の組織体でこれと同じ蓄積を有している組織体はない。

なお、国立美術館、国立博物館、文化財研究所が担う業務は、国が公的機能として担うべきものであり、それらを実施する最適の形態として独立行政法人の形態がとられていると考える。

【前回提出した資料に掲載された論文に関する回答】

(1) 国立博物館

	員数	割合 (%)
研究職員数	99 人	—
記載研究数	297 件	—
うちレフェリー付き研究論文	49 件	16.5%

(2) 国立美術館

	員数	割合 (%)
研究職員数	60 人	—
記載研究数	181 件	—
うちレフェリー付き研究論文	9 件	5.0%

6 . 上記のと通りの研究者の状況において、オン・ザ・ジョブでトレーニングされることによって、法人の機能が維持されているというのであれば、民間にも十分、これに耐えうる人材は存在すると考えられるが、なぜ民間に開放することは困難であると主張されるのか、貴省の見解をお伺いしたい。

民間に個人として優秀な人材がいるか否かと、組織として国立博物館、国立美術館と同じ機能を持った組織があるか否かというのは別の問題である。